

I 申告（課税）事績の概要

1 令和6年度における法人税の申告事績の概要

◆ 申告所得金額の総額は1兆6,846億円

令和6年度における法人税の申告件数は12万4,293件で、その申告所得金額の総額は1兆6,846億円、申告税額の総額は3,357億円となり、前年度に比べ、それぞれ1,939億円（13.0%）、429億円（14.7%）増加し、共に14年連続の増加となりました。

なお、申告所得金額及び申告税額の総額は過去最高です。

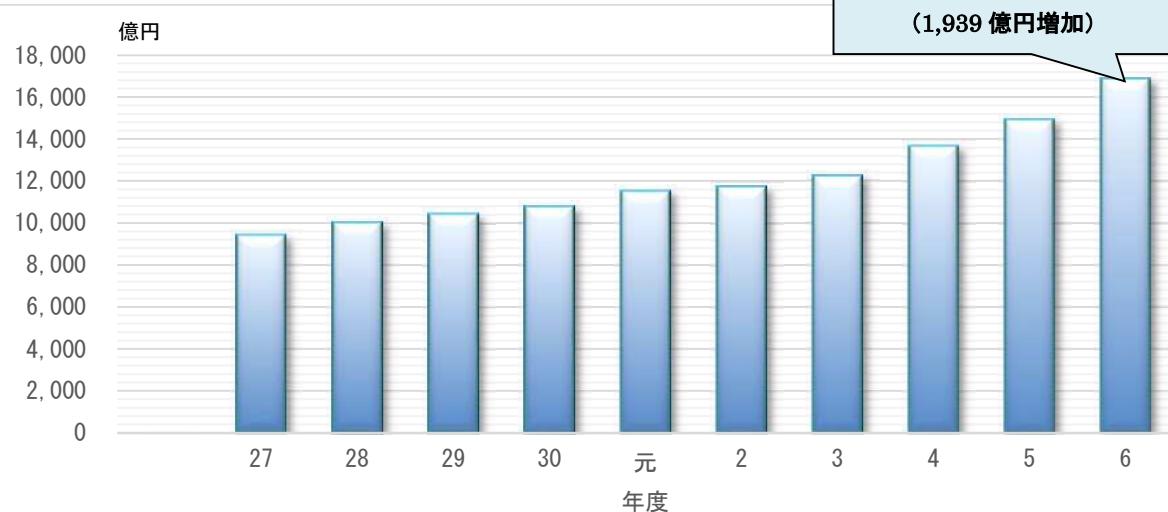
(注)1 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに終了した事業年度に係る申告について、令和7年7月31日までに申告があったものを令和7年8月末現在で取りまとめています。

2 令和6年3月31日までに終了した事業年度に係る申告のうち、災害等による申告の期限延長により、本年度の集計対象期間中（令和6年8月1日から令和7年7月31日まで）に申告があったものも含まれています。

○ 法人税の申告件数等の状況

項目	年度等		令和6		
	件数等	件数等	増減	前年対比	
申告件数	件 123,280	件 124,293	件 1,013	% 100.8	
申告所得金額	億円 14,907	億円 16,846	億円 1,939	% 113.0	
申告税額	億円 2,928	億円 3,357	億円 429	% 114.7	

○ 申告所得金額の推移



(参考計表) 令和6年度における法人税等の申告事績

別表1：法人数の状況

項目	区分	令和6年6月30日現在		令和7年6月30日現在	
		件数	前年対比	件数	前年対比
法 人 数		法人 130,338	% 101.3	法人 131,703	% 101.0

(注)清算中法人については、集計対象から除外しています。

別表2：法人税の申告の状況

項目	年度等	令和5		令和6	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
申 告 件 数	1	件 123,280	% 100.7	件 124,293	% 100.8
申 告 割 合	2	% 92.6	ポイント ▲0.6	% 92.2	ポイント ▲0.4
黒 字 申 告 件 数	3	件 45,972	% 101.0	件 47,118	% 102.5
黒 字 申 告 割 合	4	% 37.3	ポイント +0.1	% 37.9	ポイント +0.6
申 告 所 得 金 額	5	億円 14,907	% 109.1	億円 16,846	% 113.0
黒 字 申 告 1 件 当たり所得金額	6	千円 32,426	% 108.1	千円 35,752	% 110.3
申 告 欠 損 金 額	7	億円 3,574	% 86.9	億円 3,541	% 99.1
赤 字 申 告 1 件 当たり欠損金額	8	千円 4,623	% 86.5	千円 4,589	% 99.3

別表3：法人税の税額の状況

項目	年度等	令和5		令和6	
		金額	前年対比	金額	前年対比
申 告 税 額		億円 2,928	% 106.6	億円 3,357	% 114.7

別表4：地方法人税の税額の状況

項目	年度等	令和5		令和6	
		金額	前年対比	金額	前年対比
申 告 税 額		億円 314	% 106.9	億円 356	% 113.4

2 令和6事務年度における源泉所得税等の課税事績の概要

◆ 源泉所得税等の税額は前事務年度に比べ171億円の減少

令和6事務年度における源泉所得税等の税額は3,722億円で、前事務年度に比べ171億円（4.4%）減少しました。

主な所得についてみると、給与所得の税額は244億円（7.6%）減少し、配当所得の税額は51億円（14.2%）減少しています。

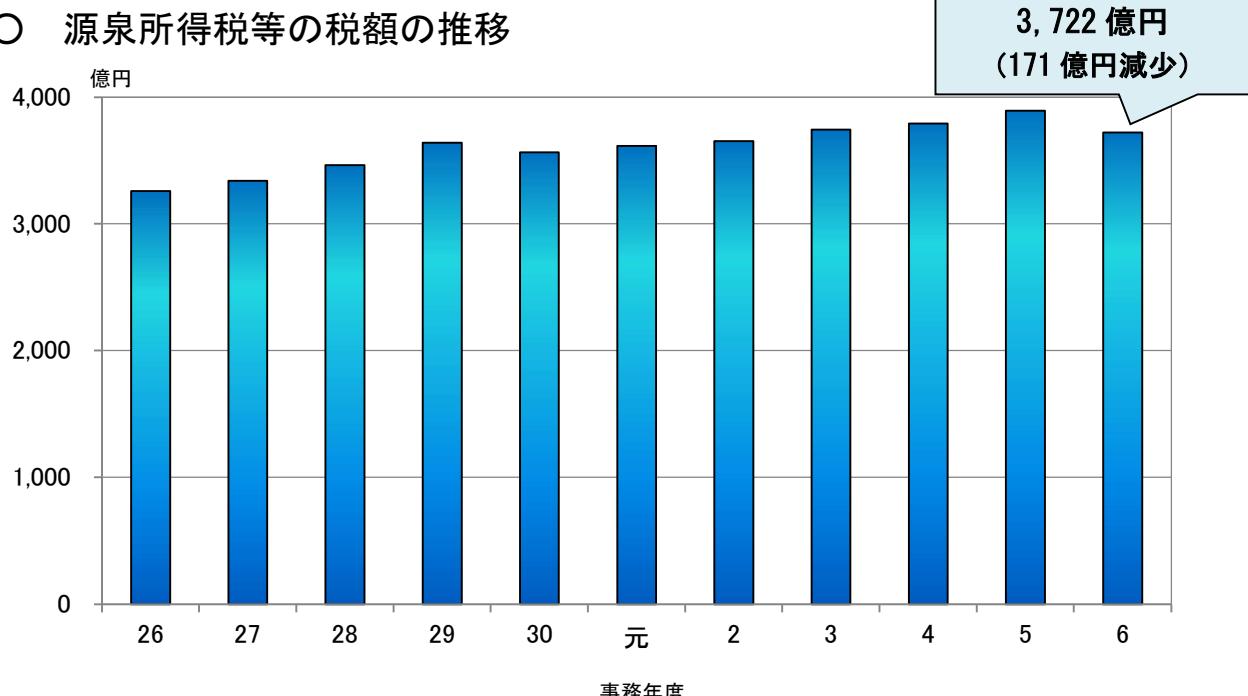
(注)1 令和6年7月1日から令和7年6月30日までに提出のあった徴収高計算書の税額及び税務署長が行った納税告知に係る税額を集計しています。

2 平成25年1月1日以後生ずる所得に係る税額から、復興特別所得税が含まれています。

○ 源泉所得税等の税額の状況

項目	事務年度等		令和5	令和6	
	税額	増減	税額	増減	前年対比
給与所得	億円 3,205		億円 2,961	億円 ▲ 244	% 92.4
退職所得	79		90	11	113.9
利子所得等	24		49	25	204.2
配当所得	359		308	▲ 51	85.8
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	91		171	80	187.9
報酬料金等所得	100		103	3	103.0
非居住者等所得	35		39	4	111.4
合計	3,893		3,722	▲ 171	95.6

○ 源泉所得税等の税額の推移



(参考計表) 令和6事務年度における源泉所得税等の課税事績

別表1：源泉徴収義務者数の状況

項目	区分	令和6年6月30日現在		令和7年6月30日現在	
		義務者数	前年対比	義務者数	前年対比
給与所得	本店法人	1 件 97,229	% 99.8	件 97,153	% 99.9
	支店法人	2 1,353	97.8	1,365	100.9
	官公庁	3 680	100.9	680	100.0
	個人	4 42,880	96.5	41,113	95.9
	その他の	5 5,861	98.6	5,815	99.2
	計	6 148,003	98.8	146,126	98.7
利子所得等	7	1,378	99.0	1,368	99.3
配当所得	8	6,704	100.5	6,734	100.4
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	9	305	101.0	299	98.0
報酬料金等所得	10	96,813	100.2	95,691	98.8
非居住者等所得	11	777	121.8	922	118.7

別表2：源泉所得税等の税額の状況

項目	区分	令和5		令和6	
		税額	前年対比	税額	前年対比
給与所得	1	億円 3,205	% 101.8	億円 2,961	% 92.4
退職所得	2	79	112.4	90	113.9
利子所得等	3	24	105.4	49	204.2
配当所得	4	359	93.6	308	85.8
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	5	91	183.4	171	187.9
報酬料金等所得	6	100	105.7	103	103.0
非居住者等所得	7	35	159.2	39	111.4
合計	8	3,893	102.7	3,722	95.6

3 源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税庁では、より多くの方がキャッシュレス納付のメリットを享受し、事業者の業務のデジタル化など社会全体のデジタル化が実現できるよう、令和8年度末までにキャッシュレス納付割合を54%とする目標を設定し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

特に、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標（令和8年度末までに36%）を新たに設定した上で、本年3月にe-Taxホームページに開設した「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用するなどして、その利用拡大に向けた周知広報に取り組んでいくこととしています。

○ 国税のキャッシュレス納付割合の推移（札幌国税局）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (目標値)	令和8年度 (目標値)
キャッシュレス納付割合	19.3% (165万件)	21.4% (167万件)	26.7% (161万件)	50%	54%
内 源泉所得税	8.5% (79万件)	10.5% (79万件)	15.3% (71万件)	31%	36%

（注）かっこ書きは非キャッシュレス納付を含む納付全体の件数

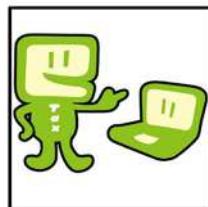
○ 源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナーとは

e-Taxソフト（WEB版）と同様の操作画面を用いて、給与所得等の所得税徴収高計算書について、作成・送信・キャッシュレス納付手続（ダイレクト納付・インターネットバンキング）といった一連の流れを体験することができるツールです。

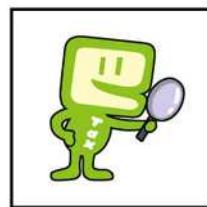
e-Taxによるキャッシュレス納付の利便性をぜひ体験してください！



事前準備不要



何度でも操作可能



操作確認用に

II 調査事績の概要

1 令和6事務年度における法人税・法人消費税等の調査事績の概要

(1) 法人税の調査事績の概要

令和6事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人1,812件（前年対比79.3%）について実地調査を実施しました。

このうち、法人税の非違があった法人は1,369件（同81.9%）、その申告漏れ所得金額は213億51百万円（同79.8%）、追徴税額は54億22百万円（同92.5%）となっています。

（注）1 令和6事務年度の調査事績は、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に事業年度が終了した法人を対象に、令和6年7月から令和7年6月までの間に実施した調査に係るものを集計しています。

2 追徴税額には、地方法人税及び加算税を含みます。

○ 法人税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和5		令和6	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 2,286	% 89.2	件 1,812	% 79.3
非 違 が あ つ た 件 数	2	件 1,672	% 92.3	件 1,369	% 81.9
うち不正計算があった件数	3	件 578	% 91.2	件 496	% 85.8
申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	百万円 26,766	% 115.1	百万円 21,351	% 79.8
うち不正所得金額	5	百万円 12,849	% 104.8	百万円 10,080	% 78.4
調 査 に よ る 追 徴 税 額	6	百万円 5,859	% 107.5	百万円 5,422	% 92.5
うち加算税額	7	百万円 1,096	% 105.9	百万円 967	% 88.2
不 正 発 見 割 合 (3/1)	8	% 25.3	ﾎﾟｲント +0.6	% 27.4	ﾎﾟｲント +2.1
調査1件当たりの申告漏れ所得金額(4/1)	9	千円 11,708	% 129.1	千円 11,783	% 100.6
不 正 1 件 当 た り の 不 正 所 得 金 額 (5/3)	10	千円 22,231	% 114.9	千円 20,323	% 91.4
調査1件当たりの追徴税額(6/1)	11	千円 2,563	% 120.6	千円 2,992	% 116.7

（注）調査による追徴税額には地方法人税が含まれています。

(2) 法人消費税の調査事績の概要

令和6事務年度においては、法人消費税について、1,766件（前年対比80.0%）の実地調査を実施しました。

このうち、消費税の非違があった法人は1,058件（同84.2%）、その追徴税額は27億60百万円（同92.0%）となっています。

○ 法人消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5		令和6	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1 件 2,208	% 88.7	件 1,766	% 80.0	件 1,766	% 80.0
非 違 が あ つ た 件 数	2 件 1,256	% 91.9	件 1,058	% 84.2	件 1,058	% 84.2
うち不正計算があつた件数	3 件 465	% 88.4	件 422	% 90.8	件 422	% 90.8
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4 百万円 3,000	% 124.1	百万円 2,760	% 92.0	百万円 2,760	% 92.0
うち不正計算に係る追徴税額	5 百万円 1,693	% 116.7	百万円 1,188	% 70.2	百万円 1,188	% 70.2
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6 千円 1,359	% 139.9	千円 1,563	% 115.0	千円 1,563	% 115.0
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7 千円 3,641	% 132.0	千円 2,816	% 77.3	千円 2,816	% 77.3

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2 令和6事務年度における源泉所得税等の調査事績の概要

令和6事務年度においては、2,154件（前年対比80.6%）の源泉徴収義務者について実地調査を実施しました。

このうち、源泉所得税等の非違があつた源泉徴収義務者は670件（同80.7%）で、その追徴税額は9億4百万円（同64.3%）となっています。

○ 源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5		令和6	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
源泉徴収義務者数（給与所得）	1 件 148,003	% 98.8	件 146,126	% 98.7	件 146,126	% 98.7
実 地 調 査 件 数	2 件 2,673	% 90.6	件 2,154	% 80.6	件 2,154	% 80.6
非 違 が あ つ た 件 数	3 件 830	% 101.1	件 670	% 80.7	件 670	% 80.7
うち重加算税適用件数	4 件 203	% 112.2	件 150	% 73.9	件 150	% 73.9
調 査 に よ る 追 徴 税 額	5 百万円 1,407	% 135.6	百万円 904	% 64.3	百万円 904	% 64.3
うち重加算税適用追徴税額	6 百万円 698	% 99.5	百万円 445	% 63.8	百万円 445	% 63.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額	7 千円 526	% 149.4	千円 420	% 79.8	千円 420	% 79.8

(注)1 源泉徴収義務者数（給与所得）は事務年度末（翌年6月30日）現在で集計しています。

2 調査による追徴税額には加算税及び復興特別所得税が含まれています。

III 主要な取組

1 消費税還付申告法人に対する取組

～ 不正に還付申告を行っていた法人から40百万円を追徴～

- 虚偽の申告により不正に消費税の還付金を得るケースが見受けられます。こうした不正還付等を行っていると認められる法人については、的確に選定し、厳正な調査を実施しています。
- 令和6事務年度においては、消費税還付申告法人のうち、137件（前年対比76.1%）に対し実地調査を実施し、消費税5億49百万円（同74.3%）を追徴課税しました。また、そのうち28件（同77.8%）は不正に還付金額の水増しなどを行っており、40百万円（同7.8%）を追徴課税しました。

○ 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

項目	事務年度等	令和5		令和6	
		件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 180	% 95.2	件 137	% 76.1
非 違 が あ つ た 件 数	2	件 128	% 108.5	件 94	% 73.4
うち不正計算があった件数	3	件 36	% 81.8	件 28	% 77.8
調 査 に よ る 追 徴 税 額	4	百万円 739	% 128.6	百万円 549	% 74.3
うち不正計算に係る追徴税額	5	百万円 508	% 138.4	百万円 40	% 7.8
調 査 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (4/1)	6	千円 4,107	% 135.1	千円 4,010	% 97.6
不 正 1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (5/3)	7	千円 14,124	% 169.2	千円 1,412	% 10.0

(注)調査による追徴税額には加算税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。

2-1 海外取引法人等に対する取組（法人税）

～ 海外取引等に係る調査で6億10百万円の申告漏れを把握～

- 企業等の事業、投資活動のグローバル化が進展する中で、海外取引を行っている法人の中には、海外の取引先への手数料を水増し計上するなどの不正計算を行うものが見受けられます。国税庁では、このような海外取引法人等に対しては、国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度を積極的に活用するなど、深度ある調査に取り組んでいます。
- 令和6事務年度においては、海外取引法人等に対する実地調査を220件（前年対比109.5%）実施し、このうち、海外取引等に係る非違があったものを、27件（同81.8%）、海外取引等に係る申告漏れ所得金額を6億10百万円（同85.2%）把握しました。

○ 海外取引法人等に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5		令和6	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
実 地 調 査 件 数	1	件 201	% 108.1	件 220	% 109.5	
海 外 取 引 等 に 係 る 非 違 が あ っ た 件 数	2	件 33	% 137.5	件 27	% 81.8	
うち不正計算があった件数	3	件 5	% 100.0	件 7	% 140.0	
海 外 取 引 等 に 係 る 申 告 漏 れ 所 得 金 額	4	百万円 716	% 161.2	百万円 610	% 85.2	
うち不正所得金額	5	百万円 75	% 44.7	百万円 453	% 604.0	

2-2 海外取引法人等に対する取組（源泉所得税等）

～ 海外取引等に係る源泉徴収漏れ、49百万円を追徴～

- 経済の国際化に伴い、企業や個人による国境を越えた経済活動が複雑・多様化する中、国税庁では、非居住者や外国法人に対して適正に課税する観点から、海外取引等に係る源泉徴収漏れを的確に把握するため、国外送金等調書をはじめとした資料情報等を活用し、重点的かつ深度ある調査を実施しています。
- 令和6事務年度においては、非居住者等に対する不動産の譲受対価などの支払について源泉徴収漏れを11件（前年対比64.7%）把握し、49百万円（同128.9%）を追徴課税しました。

○ 海外取引等に係る源泉所得税等の実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5		令和6	
	件数等	前年対比	件数等	前年対比	件数等	前年対比
非 違 が あ っ た 件 数	1	件 17	% 113.3	件 11	% 64.7	
調査による追徴本税額	2	百万円 38	% 146.1	百万円 49	% 128.9	

3 無申告法人に対する取組

～ 無申告法人から8億82百万円を追徴～

- 事業を行っているにもかかわらず申告をしていない法人を放置しておくことは、納税者の公平感を著しく損なうものであることから、国税庁では、登記情報等から法人を把握した上、無申告法人を的確に管理するとともに、稼働しているにもかかわらず無申告である法人に対する調査に重点的に取り組んでいます。
- 令和6事務年度においては、資料情報等の分析・検討を行った結果、事業を行っていると見込まれる無申告法人に対し実地調査を実施し、法人税4億45百万円（前年対比115.6%）、消費税4億37百万円（同100.7%）、合わせて8億82百万円（同107.7%）を追徴課税しました。
- このうち、不正計算があった法人に対し、法人税3億52百万円（同217.3%）、消費税2億73百万円（同211.6%）を追徴課税しました。

○ 無申告法人に対する実地調査の状況

項目	事務年度等		令和5		令和6	
			件数等	前年対比	件数等	前年対比
法人税	実 地 調 査 件 数	1	件 90	% 138.5	件 72	% 80.0
	うち不正計算があった件数	2	件 24	% 400.0	件 27	% 112.5
	調 査 に よ る 追 徹 税 額	3	百万円 385	% 526.3	百万円 445	% 115.6
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	4	百万円 162	% 1,052.3	百万円 352	% 217.3
消費税	実 地 調 査 件 数	5	件 75	% 127.1	件 61	% 81.3
	うち不正計算があった件数	6	件 16	% 320.0	件 25	% 156.3
	調 査 に よ る 追 徹 税 額	7	百万円 434	% 195.7	百万円 437	% 100.7
	うち不正計算があった法人に係る追徴税額	8	百万円 129	% 1,468.9	百万円 273	% 211.6
調 査 に よ る 追 徹 税 額 合 計		9	百万円 819	% 277.6	百万円 882	% 107.7
うち不正計算があった法人に係る追徴税額		10	百万円 291	% 1,203.1	百万円 625	% 214.8

(注)調査による追徴税額には加算税、地方法人税及び地方消費税(譲渡割額)が含まれています。